

『資格喪失申出書 兼 保険料返金請求書』について

被保険者が資格を喪失する場合、本申出書にて申請ください。

健康保険法改正（2022年1月1日）により、任意継続被保険者は、任意で脱退できるようになりました。これまで、任意継続被保険者制度に加入すると、任意で脱退することができませんでしたが、改正後は、被保険者からの申出により、当健康保険組合が申請書を受領した日の翌月1日（資格喪失日）で脱退となります。

1. 届出条件

NO	資格喪失事由	添付書類
1	就職先の健康保険に加入した	①新健康保険証のコピー（本人分）②健康保険資格取得証明書のいずれか1点
2	死亡	①死亡診断書（写）②死体検案書（写）③埋・火葬許可書（写）のいずれか1点
3	65歳以上で、一定の障がいにより後期高齢者医療制度が適用されることになった	①新健康保険証のコピー（本人分）②資格取得証明書のいずれか1点
4	海外居住となった	住民票（写） ※住民票から除いた日が、資格喪失日になります。
5	生活保護を受けることとなった	生活保護開始決定通知書（写）
6	被用者保険（健康保険や共済組合）に加入している被保険者の被扶養者となった	新健康保険証のコピーまたは資格取得証明書
7	特例退職被保険者でなくなることを希望する（任意脱退）	無し ※健康保険証は資格喪失日の前日までお使いになれます。 健康保険証は資格喪失日以降、速やかにご返却ください。

届出者が、健康保険組合の被扶養者以外の場合は、続柄が確認できる書類（戸籍謄本(写)が必要です。

2. 送付先 〒790-0011 愛媛県松山市千舟町5-6-1 ひめぎん末広町ビル
富士通健康保険組合 事務サポートセンター 特例退職担当 宛

<注意事項>

■健康保険証の返却について

- ・上記、NO.1~6の場合は、本申出書と併せて健康保険証（被扶養者がいる場合は全員分）を返却してください。
- ・上記、NO.7の場合は、資格喪失日以降に健康保険証（被扶養者がいる場合は全員分）を返却してください。

■「任意脱退」をする場合、資格喪失証明書は、資格喪失日以降の発送になります。

■資格喪失後受診について

資格喪失日（就職日等）以降に任意継続の健康保険証を使用された場合は、富士通健康保険組合で負担している医療費を後日請求させていただきます。

■資格喪失事由が「死亡した」の場合、埋葬料の請求ができます。

別紙「埋葬料（費）・埋葬料付加金・家族埋葬料請求書」をご記入のうえ、本申請と併せてご提出してください。

以上

適用給付レセプトグループ) 任意継続担当

044-738-3010

※音声案内【1】【1】を押してください。

E-mail: kenpo-taishokugo@cs.jp.fujitsu.com

<記入例>

(特退用)

資格喪失申出書 兼
保険料返金請求書

常務理事	事務局長	課長	主査	担当者

富士通健康保険組合 御中

下記理由により、特例退職被保険者の資格を喪失いたします。

また、資格喪失後の支払保険料がある場合は返金をお願いいたします。

届出年月日 (●●●● 年 ● 月 ● 日)

被保険者証 (記号・番号)	9001 - ●●●●●●●●
被保険者 氏名	富士 道男
被保険者 生年月日	昭和・平成 ●● 日
被保険者 住所	〒●●●●-●●●● 神奈川県川崎市中原区小杉町●-●-●
被保険者 電話番号	自宅 ●●●●-●●●●-●●●● 携帯 ●●●●-●●●●-●●●●

押印は不要です。

資格喪失年月日	令和 ●●年●●月●●日 <small>※就職の場合：就職した日 死亡の場合：死亡日の翌日 任意脱退の場合：申出書受領日の翌月1日</small>
資格喪失の理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 就職して、その会社の健康保険に加入した (添付書類：新健康保険者証のコピーまたは資格取得証明書) 2. 死亡した (添付書類：死亡診断書(写)または死体検案書(写) 埋・火葬許可書(写)) 3. 65歳以上で、一定の障がいにより後期高齢者医療制度が適用されることになった (添付書類：新健康保険者証のコピーまたは資格取得証明書) 4. 海外居住となった (添付書類：住民票(写)) ※住民票から除いた日が喪失日になります。 5. 生活保護を受けることとなった (添付書類：生活保護開始決定通知書(写)) 6. 被用者保険(健康保険や共済組合)に加入している被保険者の被扶養者となった (添付書類：新健康保険証のコピーまたは資格取得証明書) 7. 特例退職被保険者でなくなることを希望する (添付書類：無)
資格喪失証明書の発行	要 ・ 不要

※該当する項目の数字に
○印をつけてください

※必ず健康保険証を添付のうえ、返却ください。ただし任意脱退をする場合は資格喪失日以降、ご返却ください。
※健康保険証に、油性ペンで大きく“無効”と記入し、記入した日付 (R●. ●. ●●) も記入ください。

喪失理由が「2. 死亡した」の場合は、以下をご記入ください。

※届出者が健康保険組合の被扶養者以外の場合、続柄が確認できる書類 (戸籍謄本 (写)) が必要です。

届出者 氏名		続柄	
届出者 住所	〒		
届出者 電話番号		携帯電話	
金融機関名	支店名	種別	口座番号
	本店 支店	普通 当座	
			口座名義 (カナ)

※ゆうちょ銀行は不可

■ 健保記入欄

証回収	返還	引落	対象月	返還額
回収 ・ 未回収	有 ・ 無	有 ・ 無	月分	円
納付方法 (月 ・ 半年 ・ 1年)		返還日 /		

(特退用)

資格喪失申出書 兼 保険料返金請求書

常務理事	事務局長	課長	主査	担当者

富士通健康保険組合 御中

下記理由により、特例退職被保険者の資格を喪失いたします。

また、資格喪失後の支払保険料がある場合は返金をお願いいたします。

届出年月日 (年 月 日)

被保険者証 (記号・番号)	9001 -			
被保険者 氏名				
被保険者 生年月日	昭和 年 月 日			
被保険者 住所	〒 -			
被保険者 電話番号	自宅	-	-	携帯
				-

資格喪失年月日	令和 年 月 日 ※就職の場合：就職した日 死亡の場合：死亡日の翌日 任意脱退の場合：申出書受領日の翌月1日
資格喪失の理由	<ol style="list-style-type: none"> 1. 就職して、その会社の健康保険に加入した (添付書類：新健康保険者証のコピーまたは資格取得証明書) 2. 死亡した (添付書類：死亡診断書(写)または死体検案書(写) 埋・火葬許可書(写)) 3. 65歳以上で、一定の障がいにより後期高齢者医療制度が適用されることになった (添付書類：新健康保険者証のコピーまたは資格取得証明書) 4. 海外居住となった (添付書類：住民票(写)) ※住民票から除いた日が、喪失日になります。 5. 生活保護を受けることとなった (添付書類：生活保護開始決定通知書(写)) 6. 被用者保険(健康保険や共済組合)に加入している被保険者の被扶養者となった (添付書類：新健康保険証のコピーまたは資格取得証明書) 7. 特例退職被保険者でなくなることを希望する (添付書類：無)
資格喪失証明書の発行	要 ・ 不要

※健康保険証を添付のうえ、返却ください。ただし任意脱退をする場合は資格喪失日以降、返却ください。

※健康保険証に、油性ペンで大きく“無効”と記入し、記入した日付 (R●. ●. ●●) も記入ください。

喪失理由が「2. 死亡した」の場合は、以下をご記入ください。

※届出者が健康保険組合の被扶養者以外の場合、続柄が確認できる書類 (戸籍謄本 (写)) が必要です。

届出者 氏名				続柄	
届出者 住所	〒				
届出者 電話番号				携帯電話	
金融機関名	支店名	種別	口座番号	口座名義 (カナ)	
	本店 支店	普通 当座			

※ゆうちょ銀行は不可

■ 健保記入欄

証回収	返還	引落	対象月	返還額
回収 ・ 未回収	有 ・ 無	有 ・ 無	月分	円
納付方法 (月 ・ 半年 ・ 1年)		返還日 /		